

大阪府私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立幼稚園の設置及び私立幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可を行う場合は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号、以下「設置基準」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続きにより審査する。

第1 幼稚園の設置認可

1 幼稚園の責務

私立幼稚園は、小学校就学前段階における子どもの健全な育ちについて社会的に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のため自ら不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施及び積極的な情報の提供を行い、保護者や社会からの信頼を得るよう努めること。

2 設置者

幼稚園の設置者は、学校法人であること。

3 名称

幼稚園に付する名称は、当該幼稚園の目的に照らし、幼稚園の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の幼稚園の名称と紛らわしくないものであること。

4 立地条件

- (1) 幼稚園設置のための地域的な必要性が認められること。
- (2) 既存の国公立私立幼稚園と過度に近接しないこと及び地域の幼児人口の動向等を考慮していること。

5 規模

学級数は、原則として3学級以上とすること。

6 1学級の幼児数

- (1) 1学級の幼児数は、3歳児は原則として25人以下、4・5歳児は35人以下であること。
- (2) 設置基準第13条の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合には、(1)中「1学級の幼児数」とあるのは、「1学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であって当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えるものとする。

7 教職員数

教職員数は、設置基準第5条に定める数以上であること。ただし、3歳児について1学級25人を超える幼児数としたときは、設置基準に定める数にその学級数と同数を加算した数以上であること。

8 施設及び設備等

- (1) 施設及び設備（園具及び教具を含む。以下同じ。）は、設置基準第7条から第11条までに規定する基準を上回るものであること。
- (2) 保育室の面積は、53平方メートル以上であること。ただし、3歳児について1学級25人以下で学級編制を行う場合は、保育室の面積は、41平方メートル以上であること。
- (3) 遊戯室の面積は、100平方メートル以上であること。
- (4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。
- (5) 幼稚園施設と他の施設とを複合化する場合にあっては、併設する他の施設の用途は、教育長が別に定める基準を全て充足すること。

9 通園上の配慮

園児の通園に当たっては、園児の安全が確保されるよう配慮すること。

通園バスを運行する場合は、園児の健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、園児の乗車時間は最長40分程度とすること。

10 資産等

- (1) 園地、園舎その他の施設は、原則として、自己所有であること。
- (2) (1)にかかわらず、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。
 - ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
 - イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。
- (3) 設備は、自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。ただし、教育上支障がないと認められる場合における電子計算機等の借用はこの限りでない。
- (4) 幼稚園の設置に係る負債がないこと。ただし、次に掲げる借入金はこの限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体から交付が予定される補助金額に相当する額
 - イ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金
 - ウ 独立行政法人福祉医療機構からの借入金

- (5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合、次の基準を満たす借入金は認められる。
- ア 借入金額が園地取得費及び園舎建築費の3分の2以下であること。
 - イ 借入先が確実な金融機関であること。
 - ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。
 - エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債にかかる各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。
- (6) 園地、園舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(4)、(5)の借入金に係る担保はこの限りでない。
- (7) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。
- (8) 開設年度から少なくとも2年間の幼稚園運営に係る予算について、適正な計画を立てており、保育料、入園料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。
- (9) 園地、園舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(5)の経費のための資金で、(4)、(5)の借入金を引いた額に相当する額が幼稚園開設時に収納されることが確実と認められること。

1 1 所轄庁が教育長以外である学校法人等の管理運営

所轄庁が教育長以外である学校法人については、その設置する学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

例えば、次の事項に留意すること。

- (1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。
- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団等の掛金を含む。）の納付の状況

1 2 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないものうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）

第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可

1 規模及び1学級の幼児数

学級数は原則として3学級以上とし、1学級の幼児数は第1の6の規定を準用する。

2 教職員

変更後の収容定員をもって、第1の7の規定を準用する。

3 施設及び設備等

- (1) 施設及び設備は、変更後の収容定員をもって、第1の8(1)の規定を準用する。ただし、昭和32年度以前に認可された幼稚園にあつては、増学級を伴わない場合は、園舎延床面積及び運動場面積は、なお従前の例によることができる。
- (2) 保育室の面積は、変更後の収容定員をもって、第1の8(2)の規定を準用する。ただし、35人以下の学級編制のため、収容定員の減員の認可を受ける場合は、保育室の面積は、別に定める基準により算定した面積によることができる。
- (3) 遊戯室の面積は、変更後の収容定員をもって、第1の8(3)の規定を準用する。
- (4) 園舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。
- (5) 幼稚園施設と他の施設とを複合化する場合は、第1の8(5)の規定を準用する。

4 通園上の配慮

第1の9の規定を準用する。

5 資格

第1の12の規定を準用する。

第3 申請手続及び標準処理期間

1 幼稚園の設置認可

(1) 計画書の提出

幼稚園の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書（以下「申請書」という。）に
関係書類を添えて、開設年度の前々年度の11月30日までに教育長に申
請すること。ただし、園舎の建築等を伴わない場合は、開設年度の前年度
の6月30日までとする。

(3) 審査期間等

ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の大
阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会から
の答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届
を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変
更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長
は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があった
と認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問す
るものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申
請者に通知する。

ウ 教育長は、幼稚園の施設及び設備等が申請内容と相違ないことを確認
した場合は、原則として開設年度の前年度の9月30日までに当該申請
についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可

(1) 計画書の提出

1 (1)の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る園則
変更」と、「開設」は「変更」と、「9月30日」は「1月31日」と読
み替える。ただし、収容定員を減員する場合は、計画書の提出を要しない。

(2) 申請書の提出

申請者は、申請書に別に定める書類を添えて、変更年度の前年度の6月
30日までに教育長に申請すること。ただし、収容定員を減員する場合は、
変更年度の前年度の1月31日までとする。

(3) 審査期間等

1 (3)の規定を準用する。ただし、収容定員を減員する場合は1(3)ウの
規定にかかわらず、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該
申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知す
るものとする。

附 則

- 1 この基準は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定
員に係る園則の変更認可の審査から適用する。

附 則

- 1 この基準は平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の12の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成31年1月18日から施行する。ただし、第1の12の資格に関する改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、令和元年8月23日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用し、この基準施行前に申請されている幼稚園の設置認可等の審査については、なお従前の例による。
- 3 この基準施行前に他の施設との複合化により幼稚園を設置している場合であって、引き続き併設する施設の用途を変更せず、当該施設の建替え等を行う場合の基準については、別途定める。